

元経営第1835号

令和元年11月29日

東北農政局長 殿

経営局長

「農地法関係事務処理要領の制定について」の一部改正について

令和元年の地方分権改革に係る提案募集方式に基づき、「旧農地法第74条の2の規定に基づき国から譲与された土地についての用途廃止時の運用の見直し」について提案があったことを受け、「農地法関係事務処理要領の制定について」（平成21年12月11日付け21経営第4608号・21農振第1599号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）の一部を改正し、同日付けで施行することとしましたので、御了知願います。

なお、これにより「食料安定供給特別会計農業経営基盤強化勘定所属国有財産管理人設置要領について（昭和38年3月30日38農地B第1335号（農）農林省農地局長通知）」については、廃止することとしましたので、併せて通知します。

なお、都道府県知事に対しては、当職から通知していることを申し添えます。

○農地法関係事務処理要領の制定について（平成21年12月11日付け21経営第4608号・21農振第1599号経営局長・農村振興局長連名通知）一部改正新旧対照表
（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>別紙1</p> <p style="text-align: center;">農地法に係る事務処理要領</p> <p>第1～第15 （略）</p> <p>第16 取得した農地等の非農業目的の売払い関係 1～5 （略） <u>（削る。）</u></p> <p><u>6</u> 引継ぎ 法第47条の規定による<u>認定のあった国有農地等の引継については、次により処理する。</u> (1) （略） (2) 地方農政局長は、<u>(1)</u>の通知に対して引き継ぐ旨の通知を受けたときは、財務省に国有財産受渡証書<u>（様式例第16号の16）</u>を送付する。</p> <p><u>7</u> 計算書及び報告書 （略）</p> <p>別表1・2 （略） 様式例第1号の1～様式例第16号の35 （略）</p>	<p>別紙1</p> <p style="text-align: center;">農地法に係る事務処理要領</p> <p>第1～第15 （略）</p> <p>第16 取得した農地等の非農業目的の売払い関係 1～5 （略）</p> <p><u>6</u> <u>所管換及び所属替</u> <u>地方農政局長は、国有農地等について、法第47条の規定による所管換又は所属替を次により処理する。</u> <u>(1) 地方農政局長は、各省各庁の部局等の長（以下「協議部局長」という。）から所管換の内協議を受け、所管換を相当と認めたときは、所管換の内協議に対する同意をする。</u> <u>(2) 地方農政局長は、原則として(1)の同意をしたものについて、国有財産法第12条の規定による所管換の協議に対する同意をする。</u> <u>(3) 地方農政局長は、(2)の同意をした所管換について、国有財産法第12条の規定による財務大臣の同意があった旨の通知を受けたときは、協議部局長に様式例第16号の16による国有財産受渡証書を送付する。このとき有償の場合は歳入徴収官の発行する納入告知書を併せて送付する。</u> <u>(4) 所属替の協議については、(1)から(3)までの規定を準用する。</u></p> <p><u>7</u> 引継ぎ <u>地方農政局長は、国有農地等について、法第47条の規定による引継を次により処理する。</u> (1) （略） (2) 地方農政局長は、<u>(2)</u>の通知に対して引き継ぐ旨の通知を受けたときは、財務省に国有財産受渡証書を送付する。</p> <p><u>8</u> 計算書及び報告書 （略）</p> <p>別表1・2 （略） 様式例第1号の1～様式例第16号の35 （略）</p>

農地法の一部を改正する法律附則に係る事務処理要領

第1～第3 (略)

第4 開拓財産の譲与関係

改正法附則第6条第6項の規定による土地等の譲与は、次により行う。

1～3 (略)

4 譲与後の措置

(1)・(2) (略)

(3) 用途の廃止に伴う返還措置

ア 都道府県知事は、(1)による通知又は(2)による実地調査若しくは報告等の結果、その管理等に関し必要な指示をしても、道路等の譲与を受けた者がなおその道路等をその用途に供しない場合には返還を求める。

なお、譲与を受けた道路等に替わるべき道路等 (農業用以外の目的で設置される道路等であって、地域住民の生活上必要なもの(法定外公共物も含む。))として公共的性格があると認められ、かつ、農業者も利用できるものを含む。が設置されることに伴いその譲与を受けた道路等の用途が廃止される場合で、あらかじめその用途を廃止することにつき都道府県知事の承認を受けているときは、その承認に係る道路等の返還を求めないことができる。この場合、返還をしないこととした道路等について、その道路等に仮登記がなされている場合には、仮登記の抹消手続をする。

イ・ウ (略)

第5 自作農財産の管理の関係

旧法第78条第1項に掲げる土地、立木、工作物及び権利(以下「自作農財産」という。)の管理については、農林水産省所管国有財産取扱規則(昭和34年農林省訓令第21号。以下「取扱規則」という。)及び国有農地等・開拓財産管理規程(昭和28年農林省訓令第102号。以下「規程」という。)並びに処理基準の定めるところによるほか、次により行う。

1 (略)

2 維持保存等

都道府県知事は処理基準別紙2の第6の1、地方農政局長は当該規定に準じるほか、次により自作農財産の維持保存等を行い、できるだけ早期に旧法第80条に基づく売払い、又はその所管換、引継若しくは所属替を進める。

農地法の一部を改正する法律附則に係る事務処理要領

第1～第3 (略)

第4 開拓財産の譲与関係

改正法附則第6条第6項の規定による土地等の譲与は、次により行う。

1～3 (略)

4 譲与後の措置

(1)・(2) (略)

(3) 用途の廃止に伴う返還措置

ア 都道府県知事は、(1)による通知又は(2)による実地調査若しくは報告等の結果、その管理等に関し必要な指示をしても、道路等の譲与を受けた者がなおその道路等をその用途に供しない場合には返還を求める。

なお、譲与を受けた道路等に替わるべき道路等が設置されることに伴いその譲与を受けた道路等の用途が廃止される場合で、あらかじめその用途を廃止することにつき都道府県知事の承認を受けているときは、その承認に係る道路等の返還を求めないことができる。この場合、返還をしないこととした道路等について、その道路等に仮登記がなされている場合には、仮登記の抹消手続をする。

イ・ウ (略)

第5 自作農財産の管理の関係

旧法第78条第1項に掲げる土地、立木、工作物及び権利(以下「自作農財産」という。)の管理については、農林水産省所管国有財産取扱規則(昭和34年農林省訓令第21号。以下「取扱規則」という。)及び国有農地等・開拓財産管理規程(昭和28年農林省訓令第102号。以下「規程」という。)並びに処理基準の定めるところによるほか、次により行う。

1 (略)

2 維持保存等

都道府県知事は処理基準別紙2の第6の1、地方農政局長は当該規定に準じるほか、次により自作農財産の維持保存等を行い、できるだけ早期に旧法第80条に基づく売払い、又はその所管換、引継若しくは所属替を進める。

(1) (略)

(2) 処理基準別紙2の第6の1の(1)の②のウにより設置した国有財産管理人は、適宜見回りを実施するとともに、見回り実施後は速やかに様式例第5号の1の2の国有農地等見回り報告書により都道府県知事へ報告するものとする。

(3)～(6) (略)

3～5 (略)

6 所管換及び所属替

旧法第80条第1項の規定による認定のあった自作農財産の所管換又は所属替(以下「所管換等」という。)については、次により処理する。なお、地方農政局長は、次の処理を行う前に、処理基準別紙2の第6の1の(4)の境界及び数量の確定の実施状況を確認する(境界及び数量の確定を完了すべきものに該当する場合に限る。7の引継を行う場合において同じ。)

(1) 都道府県知事は、所管換等を行うことが適当と認められる場合には、地方農政局長に所管換(所属替)調査(様式例第5号の37)を作成し、送付する。

(2) 地方農政局長は、所管換等を相当と認めるときは、各省各庁の部局長等(以下「協議部局長」という。)に所管換等の通知を行うとともに、その写しを都道府県知事へ送付する。なお、財務省から所管換を受けた財産である場合にあつては、「旧農地法第80条第1項に定める所管換の取扱いについて」(昭和60年3月28日付け蔵理第1047号大蔵省理財局長通知)に留意する。

(削る。)

(3) 地方農政局長は、(2)の通知に対して所管換等を受ける旨の通知を受けたときは、協議部局長に国有財産受渡証書(別紙1の様式例第16号の16)を送付する。

じ

(4) 地方農政局長は、(3)の国有財産受渡証書の返送があつたときは、都道府県知事にその旨通知する。

(削る。)

7 引継ぎ

旧法第80条第1項の規定による認定のあった自作農財産の引継について

(1) (略)

(新設)

(2)～(5) (略)

3～5 (略)

6 所管換及び所属替

旧法第80条第1項の規定による認定のあった自作農財産の所管換又は所属替については、次により処理する。なお、地方農政局長は、次の処理を行う前に、処理基準別紙2の第6の1の(4)の境界及び数量の確定の実施状況を確認する(境界及び数量の確定を完了すべきものに該当する場合に限る。7の引継を行う場合において同じ。)

(1) 都道府県知事は、各省各庁の部局長等(以下「協議部局長」という。)から所管換の内協議を受けたときは、地方農政局長に所管換調査(様式例第5号の36の2)を添えて進達する。

(2) 地方農政局長は、所管換を相当と認めるときは、都道府県知事を経由して所管換の内協議に対する同意をする。なお、財務省から所管換を受けた財産である場合にあつては、「旧農地法第80条第1項に定める所管換の取扱いについて」(昭和60年3月28日付け蔵理第1047号大蔵省理財局長通知)に留意する。

(3) 農林水産大臣は、原則として(2)の同意をしたものについて、国有財産法第12条の規定による所管換の協議に対する同意をする。

(4) 地方農政局長は、(3)の同意をした所管換について、国有財産法第12条の規定による財務大臣の同意があつた旨の通知を受けたときは、協議部局長に国有財産受渡証書(別紙1の様式例第16号の16)を送付する。このとき有償の場合は、会計事務規程第4条の規定により自作農財産に係る歳入の徴収に関する事務の委任を受けた者(北海道にあつては経営局長、都府県にあつては地方農政局経営・事業支援部長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局総務部長。以下「地方農政局歳入徴収官」という。)が発行する納入告知書を併せて送付する。

(新設)

(5) 所属替の協議については、(1)、(2)及び(4)の規定を準用する。

7 引継ぎ

旧法第80条第1項の規定による認定のあった自作農財産の引継について

は、次により処理する。

(1) (略)

(2) 地方農政局長は、引継を相当と認めたときは、財務省に対して引継の通知をする とともに、その写しを都道府県知事に送付する。

(3) (略)

(4) 地方農政局長は、(3)の国有財産受渡証書の返送があったときは、都道府県知事にその旨通知する。

8 (略)

第6・第7 (略)

別紙2関係 様式例一覧

【国の買収関係】～【開拓財産の譲歩関係】 (略)

【自作農財産の管理の関係】

様式例第5号の1 (略)

様式例第5号の1の2 国有財産見回り報告書

様式例第5号の2～様式例第5号の36 (略)

様式例第5号の36の2 削除

様式例第5号の37 所管換(又は所属替)調書

様式例第5号の38～様式例第5号の41 (略)

【自作農財産の農表目的の売払い関係】・【自作農財産の非農業目的の売払い関係】 (略)

様式例第1号の1～様式例第5号の1 (略)

様式例第5号の1の2

国有財産見回り報告書

〇〇都道府県知事 殿

国有財産管理人
氏 名

1 見回り期日 自 年 月 日
 至 年 月 日

は、次により処理する。

(1) (略)

(2) 地方農政局長は、引継を相当と認めたときは、都道府県知事を経由して財務省に対して引継の通知をする。

(3) (略)

(新設)

8 (略)

第6・第7 (略)

別紙2関係 様式例一覧

【国の買収関係】～【開拓財産の譲歩関係】 (略)

【自作農財産の管理の関係】

様式例第5号の1 (略)

(新設)

様式例第5号の2～様式例第5号の36 (略)

様式例第5号の36の2 所管換(又は所属替)調書

様式例第5号の37 引継調書

様式例第5号の38～様式例第5号の41 (略)

【自作農財産の農表目的の売払い関係】・【自作農財産の非農業目的の売払い関係】 (略)

様式例第1号の1～様式例第5号の1 (略)

(新設)

2 見回った国有農地等の市町村名、地区名等

3 見回り時の状況

様式例第5号の2～様式例第5号の36 (略)

様式例第5号の36の2 削除

様式例第5号の2～様式例第5号の36 (略)

様式例第5号の36の2

所 管 換 (所 属 替) 調 書

- 1 所管換の協議を受けた国有財産の表示 所管換協議書のとおり
- 2 用途
- 3 協議に対する貸付け 貸付整理番号第 号
- 4 使用料額及びその徴収決定並びに収納
状況
- 5 旧農地法第80条による認定 別紙のとおり
- 6 所管換すべき期日 年 月 日
- 7 所管換対価及び算出基礎 別添価格評定調書のとおり
- 8 協議部局の受入会計名、支出科目、支出官又は出納官職氏名及び受渡責
任者官職氏名

本日付で進達した 年 月 日 付 第 号 所管換協議書につ
き、調査の結果上記のとおりであるので、この協議に応ずること（を保留す
ること）を適当と認めます。

年 月 日

地方農政局長 殿

都道府県知事 印

[別添添付]

(記載要領)

「地方農政局長」とあるのは、北海道の土地にあつては「経営局長」、
沖縄県の土地にあつては「内閣府沖縄総合事務局長」とする。

様式例第5号の37

※所管換（又は所属替）調書

1～7（略）

[別添添付]

※引継の場合は、「引継調書」とする。

様式例第5号の38～様式例第7号の17（略）

様式例第5号の37

引 継 調 書

1～7（略）

[別添添付]

様式例第5号の38～様式例第7号の17（略）

附 則

この通知は、令和元年11月29日から施行する。